３　弁済の方法及び端数の処理
⑴　弁済の方法
協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。
⑵　弁済における端数の処理
協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
１　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち、後記第３．１で定義する関係者債権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び放棄
⑴　一般債権の弁済
清算株式会社は、各一般債権者に対し、本協定認可決定確定日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各債権額に応じて按分した額を弁済する。
⑵　一般債権の放棄
各一般債権者は、上記⑴の弁済を受けたときに、その余の一般債権をすべて放棄する。なお、上記⑴の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各一般債権者に通知したときに、各一般債権者は一般債権をすべて放棄する。
⑶　追加弁済
上記⑴による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各一般債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各一般債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記⑵による放棄の効力は失われるものとする。
第３　関係者債権
１　関係者債権の定義
関係者債権とは、協定債権のうち、楠見芳浩、楠見裕治、楠見林太郎、楠見眞太郎、楠見博子及び楠見健次郎が清算株式会社に対して有する各債権をいう。
２　関係者債権についての放棄
関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、関係者債権をすべて放棄する。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

更生手続における包括的禁止命令

令和７年（ミ）第１号
大阪市中央区大手前１丁目７番31号ＯＭＭビル16階
開始前会社　株式会社ケンショウ
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、会社更生法24条１項２号に規定する強制執行等及び同条２項に規定する国税滞納処分をしてはならない。
令和７年４月25日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ミ）第２号
大阪市中央区大手前１丁目７番31号ＯＭＭビル16階
開始前会社　株式会社タガヤス
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、会社更生法24条１項２号に規定する強制執行等及び同条２項に規定する国税滞納処分をしてはならない。
令和７年４月25日
大阪地方裁判所第６民事部

更生手続における保全管理命令

令和７年（ミ）第１号
大阪市中央区大手前１丁目７番31号ＯＭＭビル16階
開始前会社　株式会社ケンショウ
１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　大阪市北区中之島３丁目２番４号中之島フェスティバルタワー・ウエスト11階きっかわ法律事務所　弁護士　山本　幸治
令和７年４月25日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ミ）第２号
大阪市中央区大手前１丁目７番31号ＯＭＭビル16階
開始前会社　株式会社タガヤス
１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　大阪市北区中之島３丁目２番４号中之島フェスティバルタワー・ウエスト11階きっかわ法律事務所　弁護士　山本　幸治
令和７年４月25日
大阪地方裁判所第６民事部

監 督 命 令

再生計画認可

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始